

事 務 連 絡

令和3年9月27日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局

企業年金・個人年金課長

### 確定拠出年金Q&Aの改定について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）が令和2年6月5日に公布されたところであるが、今般、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令229号）が令和3年8月6日に、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和3年省令159号）が令和3年9月27日にそれぞれ公布されたこと等を踏まえ、厚生労働省ホームページに掲載されている「確定拠出年金Q&A」を別添のとおり改定し、別添1を令和4年4月1日より、別添2を令和4年5月1日より、別添3を令和4年10月1日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

## 確定拠出年金Q&amp;A 新旧対照表

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
116		投資教育における知識水準や理解度に応じた必要かつ適切な範囲について、これだけ行えば受託者責任を果たしたといえる具体的水準・内容はあるのか。	少なくとも法令解釈通知に示した内容は実施する必要がある。		116		投資教育における知識水準や理解度に応じた必要かつ適切な範囲について、これだけ行えば受託者責任を果たしたといえる具体的水準・内容はあるのか。	少なくとも法令解釈通知に示した内容は実施する必要がある。	
		新入社員や中途入社した社員等の新規加入者に対する投資教育は、どのような内容とするべきか。	原則として、新規加入者に対しても制度導入時と同等の投資教育が必要と考えるが、新規加入者に対しては説明が不要と考えられる内容（制度導入前の退職給付制度からの移行内容等）については、省略して差し支えない。				新入社員や中途入社した社員等の新規加入者に対する投資教育は、どのような内容とするべきか。	原則として、新規加入者に対しても制度導入時と同等の投資教育が必要と考えるが、新規加入者に対しては説明が不要と考えられる内容（制度導入前の退職給付制度からの移行内容等）については、省略して差し支えない。	
	〃	定年退職者に対しては、特にどのような内容について説明を行うべきか。	老齢給付金の請求手続き等について、十分に説明を行うべきである。具体的には、次の内容が挙げられる。 ・裁定請求は自らが行わなければならないこと ・受取方法（受給開始年齢、受給方法等） ・給付時の税の取扱い ・企業型と個人型に同時加入していた場合は、各々のRKで管理している記録を合算して、請求要件判定に用いること。 ・自ら裁定請求を行わなかった場合の取扱い（75歳	〃		〃	定年退職者に対しては、特にどのような内容について説明を行うべきか。	老齢給付金の請求手続き等について、十分に説明を行うべきである。具体的には、次の内容が挙げられる。 ・裁定請求は自らが行わなければならないこと ・受取方法（受給開始年齢、受給方法等） ・給付時の税の取扱い ・企業型と個人型に同時加入していた場合は、各々のRKで管理している記録を合算して、請求要件判定に用いること。 ・自ら裁定請求を行わなかった場合の取扱い（70歳	〃

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			自動裁定)					自動裁定)	

## 確定拠出年金Q&amp;A 新旧対照表

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
1	規約の承認 (資格)	企業型年金加入者の資格は、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者であるが、その条件を満たせば日本国籍以外の者も加入資格があるということでしょうか。	よい。	法3条1項	1	規約の承認 (資格)	企業型年金加入者の資格は、実施事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者等であるが、その条件を満たせば日本国籍以外の者も加入資格があるということでしょうか。	よい。 なお、 <u>日本国籍以外の方が加入後に将来的に日本国内に住所を有しないこととなった場合は、国民年金の被保険者になれないため、法附則3条の脱退一時金の請求要件（国民年金保険料免除者であること）を満たすことができないことに留意。</u> ※国民年金の被保険者でなければ国民年金保険料免除者にもならない。ただし、 <u>法附則2条の2を満たす場合は、脱退一時金の請求は可能。</u>	法3条1項 法附則3条
24	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	24	〃	<u>例えば、勤続3年以上の者を加入させる制度とした場合、勤続3年未満の従業員には退職金規程等でも受給資格が無い（代替給付が無い）ことが想定されるが、このような制度も認められるのか。</u>	<u>不可。</u> <u>この場合、代替措置が必要。</u>	〃
25	〃	内勤社員については退職一時金制度があるが、歩合制の外勤社員については退職一時金制度がないという企業が、内勤社員の退職一時金をDCに移行し内勤社員	<u>労働条件が著しく異なる場合は、代替措置が講じられなくても不当差別にはあたらない。</u>	法3条3項6号 法令解釈通知第1-1 承認基準	25	〃	内勤社員については退職一時金制度があるが、歩合制の外勤社員については退職一時金制度がないという企業が、内勤社員の退職一時金をDCに移行し内勤社員	不当差別にあたる。 基本的には外勤社員に対しても代替措置が必要。	法3条3項6号 法令解釈通知第1-1 承認基準

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		のみにDCを実施する場合には、当該外勤社員に対して他の制度による代替措置が講じられていないと不当差別にはあたらないと解してよいか。		通知別紙1の別紙			のみにDCを実施する場合には、当該外勤社員に対して他の制度による代替措置が講じられていないと不当差別にはあたらないと解してよいか。		通知別紙1の別紙
43	規約記載事項 (一定の資格(年齢))	「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合、50歳未満の一定の年齢による加入者資格の限定はできないのか。	確定拠出年金は従業員の老後の所得確保を図るための制度であって、「一定の年齢」を60歳より低い年齢とすることはできない。ただし、企業型年金の開始時や企業型年金開始後の入社日時点で50歳以上の者に限り、DCに加入できない又は選択制とするという取扱いを可能としている。	法3条3項6号 法令解釈通知第1-1(1)③	43	規約記載事項 (一定の資格(年齢))	「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合、50歳未満の一定の年齢による加入者資格の限定はできないのか。	一定の年齢以上を加入者資格の要件にすることは、合理的な理由があるとは考えられないことから、基本的には認められない。ただし、企業型年金の開始時や企業型年金開始後の入社日時点で50歳以上の者に限り、DCに加入できない又は選択制とするという取扱いを可能としている。	法3条3項6号 法令解釈通知第1-1(1)③
43-2	〃	「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合、当該年齢の上限はあるか。	上限はないが、厚生年金被保険者でなくなった場合や75歳に到達した場合は企業型年金加入者の資格を喪失することとなる。	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
44	〃	加入資格を、企業の規程にあわせた一定の年齢以上(例えば27歳以上)で定めることは可能か。	不可。	〃	44	〃	加入資格を、企業の規程にあわせた年齢(例えば27歳以上)で定めることは可能か。	年齢で加入資格を定めることは原則として不可。	〃
44-1	〃	「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合、当該年齢に到達した日の属する月末や年度末等で資格を喪失させることは可能か。	企業型年金規約に定めれば可能。 なお、年齢到達により資格を喪失する場合の資格喪失日は年齢に到達した日(誕生日の前日)となるが、年齢	法3条3項6号 法11条規則13条の2		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			に到達した日の属する月末や年度末等で資格を喪失する場合の資格喪失日は月末や年度末等の翌日となる。						
		※参考 旧 50-1 を一部改正							
44-2	〃	「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合、定年年齢が60歳超の企業で、その定年年齢より低い「一定の年齢」を定めることができるかと理解してよいか。  ※参考 旧 50-2	よい。従業員の老後の所得確保のため掛金の積み増しが可能な期間を60歳から延ばすものであり、企業で定める定年年齢と規約で定める「一定の年齢」は一致させる必要はない。	法3条3項6号 法令解釈通知第1-1(1)③		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
44-3	〃	「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合、連合型や総合型の規約において、実施事業所ごとに別表(別紙)にて異なる「一定の年齢」を定めることは可能か。  ※参考 旧 50-3	可能。	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
44-4	〃	「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合、同一実施事業所内で職種毎に複数設定できるという認識でよいか。(営業職は65歳喪失、事務職は63歳喪失など)	同一事業所内で職種毎に複数設定可能。	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		※参考 旧 50-4							
45	〃	「一定の年齢」として定めている年齢を引上げる企業型年金規約の変更を行う場合、既に年齢到達により企業型年金加入者資格を喪失して運用指図者になっている者は企業型年金加入者になれるか。	企業型年金加入者となる要件を満たしている者であれば企業型年金加入者となる。	〃	45	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
45-1	規約記載事項 (一定の資格 (希望))	上記の場合、企業型年金加入者となる要件を満たしている運用指図者は、規約変更時に企業型年金加入者とならないことを選択することは可能か。 また、運用指図者になっている者の全員を企業型年金加入者としなないことは可能か。	規約に一定の資格として希望する者のみを企業型年金加入者とすることを定めている場合は規約変更時に企業型年金加入者とならないことを選択することが可能。 また、運用指図者は老齢給付金の受給要件である通算加入者等期間の要件を満たしている場合は老齢給付金の裁定請求を行えることを考慮し、規約に定めることにより、当該者のみを対象として希望者のみ加入者とすることや企業型年金加入者としなないことも可能。	法3条3項6号 法令解釈 通知第1-1(1) ④		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
46	〃	企業型年金への加入を希望する者は、あらかじめ定められた加入タイミングに合わせて随時加入できるが、一旦加入した後に企業型年	退職一時金制度等へ戻ることとはできない。	〃	46	規約記載事項 (一定の資格 (希望))	企業型年金への加入を希望する者は、あらかじめ定められた加入タイミングに合わせて随時加入できるが、一旦加入した後に企業型年	退職一時金制度等へ戻ることとはできない。	法3条3項6号 法令解釈 通知第1-1(1)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		金をやめて退職一時金制度等へ戻ることはできるか。					金をやめて退職一時金制度等へ戻ることはできるか。		④
47-1	〃	労働条件が相違する職種を「一定の職種」として定め、一方の職種は全員加入、一方の職種は希望する者を加入者とすることは可能か。	可能。	法3条3項6号 法令解釈 通知第1-1(1) ①④、 (3)		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	50-1	規約記載事項 (資格喪失年齢)	資格喪失年齢として規約で定めることができるのは、「年齢」だけとなるのか。資格喪失の時期を定めることはできないのか。(例:満63歳に達した日の属する月の末日)	年齢のみである。	法3条3項6の2号
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	50-2	〃	60歳超の企業の定年年齢より低い資格喪失年齢を定められると理解してよいか。	よい。なお、企業で定める定年年齢と規約で定める資格喪失年齢は一致させる必要はない。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	50-3	〃	連合型や総合型の規約の場合、実施事業所ごとに別表(別紙)にて異なる資格喪失年齢を定めることは可能か。	可能。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	50-4	〃	資格喪失年齢については、同一実施事業所内で職種毎に複数設定できるという認識でよいか。(営業職は65歳喪失、事務職は63歳喪失など)	同一事業所内で職種毎に複数設定可能。	〃
71-	〃	個人型年金に加入できる国	可能。	法19条	71-	〃	60歳以上の企業型年金加	可能。	法19条

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
40		民年金第2号被保険者は原則65歳未満の者であるが、65歳以上の企業型年金加入者についてはマッチング拠出を行うことは可能か。		3項	40		入者についてもマッチング拠出を行うことは可能か。		3項
78-1	〃	令2条2号ならびに法11条4号及び5号により、70歳に到達して厚生年金被保険者でなくなったことにより加入者資格を喪失した場合及び「一定の年齢」にて加入資格を限定し当該年齢に達した場合には、事業主返還は「できない」との理解でよいか。	よい。	法11条4号、5号 令2条2号 規則3条の3	78-1	〃	令2条2号ならびに法11条6号により、60歳に到達して資格喪失及び継続再雇用された場合には、事業主返還は「できない」との理解でよいか。	よい。	法11条6号 令2条2号
78-2	〃	「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合で当該年齢を63歳と定めた場合、以下のケースにおいては、事業主返還ができるか。(いずれのケースも勤続年数が3年未満の場合) ①60歳到達日に退職する場合 ②61歳到達日に退職する場合 ③63歳到達日に規約の定め(法第11条第5号のうち年齢に関する資格に該当)により資格喪失する場合	①及び②については、法第11条第2号に該当する場合(退職を事由とする場合)は可能。なお、規約に定めることにより、事業主返還を求めないことも可能。 ③は、不可。	法3条3項10号 令2条2号	78-2	〃	規約において、資格喪失年齢を63歳と定めた場合、以下のケースにおいては、事業主返還ができるか。(いずれのケースも勤続年数が3年未満の場合) ①60歳到達日に退職する場合 ②61歳到達日に退職する場合 ③63歳到達日に規約の定め(法第11条第6号に該当)により資格喪失する場合	①及び②については、法第11条第2号に該当する場合は可能。③は、不可。なお、規約に定めることにより、60歳以上の継続再雇用者には事業主返還を求めないことも可能。	法3条3項10号 令2条2号

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	102-1	企業型年金の資格喪失年齢引き上げ	資格喪失年齢の引上げの対象となる者は、どのような者か。	同一事業所において60歳以前から継続して雇用されている者が対象である。	法9条1項
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	102-2	〃	雇用契約の終了日と再雇用契約の開始日が連続していない場合には、継続しているとみなされないのか。	雇用契約の終了日の翌日(加入者資格喪失日)が属する月の同月に再雇用される場合は継続して雇用しているものとみなす。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	102-3	〃	資格喪失年齢が引き上げられたDCを実施している企業A・企業Bが合併(企業Aが存続)した場合において、企業Bで加入者であった60歳以上の者は、企業Aでも継続して加入者となれるか。	加入者となれる。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	102-4	〃	60歳時点で雇用主が関連会社に切り替わるケースにおいても、同一の企業型年金規約が適用されることを条件に、60歳以降も加入者資格を認める取扱いは可能か。	不可。同一の規約内の範囲で認めることとすると、単なる転職等の場合が含まれた場合について制度的に排除することが困難であるため、同一事業所に限ることとしている。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	102-5	〃	継続再雇用に伴う加入者資格取得に対する企業から記録関連運営管理機関への通知はどのように行う必要があるか。	継続再雇用者の場合は拠出の連続性を担保するため、資格喪失と資格取得を同時に企業から記録関連運営管理機関へ通知することが望ましい。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	102-6	〃	規約変更時点で60歳未満の加入者が、60歳に到達	不可。定年延長、勤務延長、再雇用にかかわらず必ず加	〃

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
る )							<u>した際に加入者とならないことを選択することは可能か。</u>	<u>入者となる。</u>	
( 削 る )	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	102 -7	//	<u>60歳以上の者であっても、60歳に達した日以後引き続き事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者のうち、その実施事業所で実施していた他制度資産の移換を受けたものについては、一定の要件を満たせば、DCへの加入が認められるとのことだが、必ず加入しなければならないのか。</u>	<u>本人の選択を認める旨規約に定められていれば、本人が任意に選択可能。</u>	令9条の 2
( 削 る )	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	102 -8	//	<u>資格喪失年齢引上げのための規約変更を行った時点で運用指図者である者(老齢年金受給中の者を含む)については再加入のうえ拠出を行うことが認められる一方で、既に老齢給付金を一時金で受給済みの者については再加入が認められないのはなぜか。</u>	<u>本規定は掛金の積み増しが可能な期間を延ばすことに主眼を置いたものであり、法令上、運用指図者(老齢年金受給中の者を含む。以下同様)が再加入して拠出を行うことが可能である旨は明示されていないが、運用指図者はDC制度内に残っており、その後も資産の積み増しが可能であることから、これを認めている。一方、老齢給付金を一時金で受給済みである運用指図者でない者については、既にDC制度外の者となっており、通算加入者等期間の</u>	法9条

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
								取扱いも老齢一時金請求時点で終了しているため、加入者になれない。	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	102-9	〃	資格喪失年齢を60歳以上に上げている場合において、企業型は引き続き拠出し続け、個人型は60歳到達により老齢給付金を請求することは可能か	可能。	法9条、29条
102-1	企業型年金の加入要件	「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合で当該年齢を例えば65歳とする規約で、60歳以上の者を新たに企業型年金加入者とすることは可能か。	可能。 ただし、企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者等は企業型年金加入者になることができない。	法9条2項2号		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
102-2	〃	企業型年金加入者になることができない企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者等とはどのような者か。	企業型年金の老齢給付金の裁定請求を行い老齢給付金を受給中又は受給を終了した者をいう。 老齢給付金の受給要件である通算加入者等期間を満たしている、又は、60歳以上で企業型年金に加入し、資格取得後5年経過しているが、裁定請求を行っていない者は該当しない。	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
102-3	〃	個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者等は企業型年金加入者になれるか。	企業型年金加入者になることは可能。	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
102-4	〃	60歳以上の者を新たに加入者とする場合、加入申出前であれば、企業型年金の	事業主は、企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者等は企業型年金に加入す	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		<u>老齢給付金の受給権を有する者等を事業主はどのように把握するのか。</u>	<u>ることができないこと、企業型年金加入者となった者は他の企業型年金に個人別管理資産があったとしても企業型年金加入者である間は老齢給付金の請求ができず、当該個人別管理資産は、新たに加入者となった企業型年金に移換する必要があることを説明し、該当する場合は本人から申告を受けることで把握することとなる。</u>						
102-5	〃	<u>60歳以上の者を新たに加入者とした場合、老齢給付金の受給権を有する者等であることが後日判明した場合は、判明した時点で資格喪失すればよいか。</u>	<u>事業主は遡及して資格取得を取り消す必要がある。その際、既に納付された掛金は還付する必要がある。</u>	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
102-6	企業型年金の資格喪失	<u>一定の資格を定め、当該資格に該当しなくなったことにより加入者の資格を喪失する場合、企業型年金運用指図者となるのか。</u>	<u>60歳以上で加入者の資格を喪失する場合、企業型年金運用指図者となる。</u>	法11条5号 法15条1項1号		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
102-7	〃	<u>一定の資格を定め、当該資格に該当しなくなったことにより加入者の資格を喪失する場合、資格喪失日はいつになるか。</u>	<u>一定の資格に該当しなくなった日の翌日となる。ただし、一定の年齢により加入者の資格を定める場合(年齢に到達した日の属する月末や年度末等で資格を喪失する場合を除く。)は、当該一定の年齢に到達した</u>	法11条規則13条2		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			日(誕生日の前日)が資格喪失日となる。 ※年齢に到達した日の属する月末や年度末等で資格を喪失する場合の資格喪失日はその月末や年度末等の翌日。						
103	〃	加入者が別の企業に出向した場合、当該出向者について、出向先の方で厚生年金保険等の社会保険料を支払っている場合、出向元の事業主が実施するDCの加入者資格を喪失してしまうのか。仮に、加入者資格を喪失するとしても、出向元との雇用契約が継続している限りにおいては、運用指図者として出向元のDCに止まることはできないか。	出向元のDCは喪失となる。 なお、 <u>60歳未満である場合は、運用指図者として出向元のDCに止まることはできない。</u>	法11条4号 法15条1項	103	<u>資格喪失の時期</u>	加入者が別の企業に出向した場合、当該出向者について、出向先の方で厚生年金保険等の社会保険料を支払っている場合、出向元の事業主が実施するDCの加入者資格を喪失してしまうのか。仮に、加入者資格を喪失するとしても、出向元との雇用契約が継続している限りにおいては、運用指図者として出向元のDCに止まることはできないか。	出向元のDCは喪失となる。 なお、運用指図者として出向元のDCに止まることはできない。	法11条4号 法15条1項
		また、ある企業の実施しているDCの加入者が労働組合の専従者になり、その者の報酬、社会保険料が労働組合から支払われることとなった場合にも、当該労働組合がその企業の実施事業所に入っていない限り、その加入者は加入者資格を喪失するのか。	そのとおり。				また、ある企業の実施しているDCの加入者が労働組合の専従者になり、その者の報酬、社会保険料が労働組合から支払われることとなった場合にも、当該労働組合がその企業の実施事業所に入っていない限り、その加入者は加入者資格を喪失し、 <u>国民年金基金連合会への移換となるのか。</u>	そのとおり。	
103	〃	<u>「一定の年齢」にて加入資</u>	①については変更後の職種	法11条	103	〃	<u>資格喪失年齢が引き上げら</u>	①については変更後の職種	法11条

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
-1		<p>格を限定する場合で、当該年齢を職種ごとに異なる年齢（正社員は65歳、研究職は62歳）が定められている規約において、60歳以上の加入者が職種変更した場合、どのような取扱いとなるか。</p> <p>①63歳の加入者が正社員から研究職に職種を変更した場合</p> <p>②61歳の加入者が正社員から研究職に職種を変更した場合</p> <p>③60歳以上の加入者が、年齢にかかわらずDC適用除外とされている職種への職種変更により資格を喪失する場合</p>	<p>の<u>一定の年齢</u>に該当した取扱い（法11条5号に該当）とし、移換待機者とはならず、企業型年金運用指図者となる。</p> <p>②については加入者となる。</p> <p>③については、法11条5号に該当し、<u>企業型年金運用指図者</u>となる。</p> <p>なお、<u>法11条3号</u>に該当し、資格喪失した場合は移換待機者になる。</p>	5号 <u>法15条1項1号</u>	-1		<p>れ、かつ、<u>職種ごとに異なる資格喪失年齢</u>（正社員は65歳、研究職は62歳）が定められている規約において、60歳以上の加入者が職種変更した場合、どのような取扱いとなるか。</p> <p>①63歳の加入者が正社員から研究職に職種を変更した場合</p> <p>②61歳の加入者が正社員から研究職に職種を変更した場合</p> <p>③60歳以上の加入者が、年齢にかかわらずDC適用除外とされている職種への職種変更により資格を喪失する場合</p>	<p>の資格喪失年齢に該当した取扱い（法11条6号に該当）とし、移換待機者とはならず、企業型年金運用指図者となる。</p> <p>②については加入者となる。</p> <p>③については、法11条5号に該当し、<u>移換待機者</u>となる。</p> <p>なお、<u>法11条3号及び4号</u>に該当し、資格喪失した<u>場合も</u>移換待機者になる。</p>	5号、6号
103-2	〃	<p>「一定の年齢」にて加入資格を限定する場合で、当該年齢に到達前であっても、<u>60歳以降に退職して資格喪失した場合は老齢給付金の受給が可能であるが、通算加入者等期間を満たしていない場合は当該規約の運用指図者として留まることになるのか。</u></p>	<p>企業型年金の運用指図者として留まることも可能。また、<u>個人型年金へ資産を移換することも可能。</u></p>	法15条1項1号	103-2	〃	<p><u>資格喪失年齢を上げた規約において、規約に定める資格喪失年齢到達前であっても、自己都合退職を事由とした老齢給付金の支給を認めるとのことだが、通算加入者等期間を満たしていない場合は当該規約の運用指図者として留まることになるのか。</u></p>	<p>企業型年金の運用指図者として留まることも可能。また、60歳以上の者の<u>個人型年金への加入は認められないものの、個人型年金運用指図者として移行することも可能。</u></p>	法15条1項1号
149-1	〃	<p>老齢給付金の裁定請求は、再雇用時に継続加入後、雇用契約を更新した時点では</p>	<p>加入者となるため不可。なお、<u>企業型年金の老齢給付金を受給した後に企業型</u></p>	〃	149-1	〃	<p>老齢給付金の裁定請求は、再雇用時に継続加入後、雇用契約を更新した時点では</p>	<p>加入者となるため不可。<u>資格喪失年齢が引き上げられた規約における裁定請求</u></p>	〃

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		可能か。	<u>年金加入者になることはできない。</u>				可能か。	<u>は、資格喪失年齢到達時及び退職時のみ可能であり、再雇用時においては受給は認められない。</u>	
149-2	”	63歳に定年延長を行った企業が、「 <u>一定の年齢</u> 」にて加入資格を限定した場合で <u>当該年齢を63歳と定めた規約において</u> 、60歳以降（63歳より前）で資格喪失せずに老齢給付金を請求することは可能か。	不可。加入者である間は <u>老齢給付金の請求はできない。</u>	”	149-2	”	63歳に定年延長を行った企業が、規約で63歳にあわせて資格喪失年齢を定めた場合、60歳以降（63歳より前）で資格喪失せずに老齢給付金を請求することは可能か。	不可。 <u>規約で定める年齢以下については、退職した場合に限って、老齢給付金の請求が可能。</u>	”
149-3	”	法33条1項に、老齢給付金の支給要件として「 <u>企業型年金加入者であった者</u> 」とあるが、60歳以上で企業に引き続き雇用されている未請求の運用指図者は「 <u>企業型年金加入者であった者</u> 」に該当し年金の支給を請求できるのか。	未請求の運用指図者は「 <u>企業型年金加入者であった者</u> 」に該当し年金の支給を請求することは可能。ただし、「 <u>一定の年齢</u> 」にて加入資格を限定した場合で <u>当該年齢を例えば65歳に変更した</u> こと等により加入者となったときは請求することができない。	法33条1項	149-3	”	法33条1項に、老齢給付金の支給要件として「 <u>企業型年金加入者であった者</u> 」とあるが、 <u>資格喪失年齢引き上げの際</u> 、60歳以上で企業に引き続き雇用されている未請求の運用指図者は「 <u>企業型年金加入者であった者</u> 」に該当し年金の支給を請求できるのか。	未請求の運用指図者は「 <u>企業型年金加入者であった者</u> 」に該当し年金の支給を請求することは可能。ただし、 <u>資格喪失年齢引き上げにより加入者となった場合</u> は請求することができない。	法33条1項
149-4	”	<u>障害年金受給中の者が再加入する場合、年金を受給しながら拠出もする</u> ということか。 受給中に拠出された掛金は随時その後の年金支払の中で払い出すこととなるのか。それとも受給中に拠出された掛金は受給中の資産とは別管理とし、再度、受給	受給中に拠出された掛金は随時その後の年金支払の中で払い出すこととなる。	法29条 法35条	149-4	”	年金受給中の者が再加入する場合、年金を受給しながら拠出もするということか。 受給中に拠出された掛金は随時その後の年金支払の中で払い出すこととなるのか。それとも受給中に拠出された掛金は受給中の資産とは別管理とし、再度、受給	受給中に拠出された掛金は随時その後の年金支払の中で払い出すこととなる。	法29条 法35条

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		中の拠出資産に対する給付裁定が必要になるのか。					中の拠出資産に対する給付裁定が必要になるのか。		
151-2	〃	通算加入者等期間については、60歳以降はカウントされない理由は何か。	確定拠出年金は、老後所得の確保を目的とする制度であって、受給開始年齢は60歳以上で、年齢到達前の中途引出しは原則認められない。このように60歳から老齢給付金の請求が可能だが、拠出と受給の時点があまりにも近い場合には、単純な貯蓄と変わらなくなってしまい、制度の趣旨にそぐわないものとなってしまふことから、60歳前の通算加入者等期間が10年に満たない場合は、老齢給付金の請求可能な年齢を最大65歳（60歳以降に初めて加入資格を取得した場合は、資格取得日から起算して5年を経過した日）まで引き上げる仕組みとしている。	〃	151-2	〃	通算加入者等期間については、60歳まででカウントされる理由は何か。単純に60歳を65歳に引上げて通算加入者等期間は廃止としてもよいのではないか。	「10年加入要件」は確定拠出年金の年金性を担保するための要件の一つであり、廃止は不可。資格喪失時年齢の引き上げは、60歳以上でも企業が雇用している場合には掛金の拠出を認めるものであり、現行の60歳までに10年の拠出期間があるという原則を変えるものではない。 なお、「60歳までに10年」とは、「60歳に達した日の前日が属する月を含めて10年」という意味。	〃
151-4	〃	規則第22条の3「その他の当該日を同項ただし書の厚生労働省令で定める日とすることが適当でない」と厚生労働大臣が認める場合は何か。	以下いずれかに該当する場合は考えられる。 これらに該当する場合は、当該企業型年金加入者となった日は起算日とならない。 ・企業型年金の個人別管理資産に係る脱退一時金の	法33条 規則22条の3	151-4	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			<ul style="list-style-type: none"> <li>支給を受けた場合</li> <li>・ <u>企業型年金の個人別管理資産を移換した場合</u></li> <li>・ <u>企業型年金加入者の資格がない、かつ、当該企業型年金に個人別管理資産がない場合</u></li> <li>・ <u>老齢給付金の裁定対象口座以外の口座における企業型年金加入者となった日が有る場合</u></li> <li>・ <u>A事業所からB事業所に転職や転籍等したことに伴い、A事業所の企業型年金加入者の資格を喪失した場合（B事業所で企業型年金加入者資格を取得した場合に限る。）</u></li> </ul>						
151-5	II	<p><u>規則第59条第1項で、規則第22条の3の読み替えを行った後の規定において、「その他の当該日を同項ただし書の厚生労働省令で定める日とすることが適当でない」と厚生労働大臣が認める場合」とは何か。</u></p>	<p><u>以下いずれかに該当する場合は考えられる。</u></p> <p><u>これらに該当する場合は、当該個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者となった日は起算日とならない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>個人型年金の個人別管理資産に係る脱退一時金の支給を受けた場合</u></li> <li>・ <u>個人型年金の個人別管理資産を移換した場合（ただし、個人型年金加入者の資格を喪失していない</u></li> </ul>	<p><u>法33条</u></p> <p><u>規則22条の3</u></p> <p><u>規則59条</u></p>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			<u>場合を除く)</u> ・ <u>個人型年金加入者の資格がない、かつ、個人型年金に個人別管理資産がない場合</u>						
151-6	加入者記録の提供	裁定に必要な記録の提供を求めるため、裁定請求を受けた記録関連運営管理機関又は特定運営管理機関から、当該請求者の個人情報（氏名、性別、生年月日、基礎年金番号、住所、 <u>企業型年金加入者の資格の有無等</u> ）を他の記録関連運営管理機関又は特定運営管理機関に対し、本人の同意なく提供することは、個人情報保護の観点から問題ないのか。	問題ない。 法99条2項における「業務の遂行に必要な範囲内」に該当する。	法99条2項 規則22条の2	151-5	加入者記録の提供	裁定に必要な記録の提供を求めるため、裁定請求を受けた記録関連運営管理機関又は特定運営管理機関から、当該請求者の個人情報（氏名、性別、生年月日、基礎年金番号、住所等）を他の記録関連運営管理機関又は特定運営管理機関に対し、本人の同意なく提供することは、個人情報保護の観点から問題ないのか。	問題ない。 法99条2項における「業務の遂行に必要な範囲内」に該当する。	法99条2項 規則22条の2
159	事業主の行為準則（個人情報保護義務の内容）	法令解釈通知第9-1(2)①アの「 <u>個人別管理資産額に関する情報</u> 」とは、どのような情報を指すのか。	資産額等が、脱退一時金の受給要件の範囲内（法附則2条の2の場合は1万5千円以下又は25万円以下若しくは <u>通算拠出期間が5年以下</u> 、法附則3条の場合は25万円以下又は通算拠出期間が5年以下）にあるか否かの情報を指しており、具体的な資産額そのものは該当しない。	法43条2項、附則3条、法令解釈通知第9-1(2)	159	事業主の行為準則（個人情報保護義務の内容）	法令解釈通知第9-1(2)①アの「 <u>個人別管理資産額に関する情報</u> 」とは、どのような情報を指すのか。	資産額等が、脱退一時金の受給要件の範囲内（法附則2条の2の場合は1万5千円以下、法附則3条の場合は25万円以下又は通算拠出期間が5年以下）にあるか否かの情報を指しており、具体的な資産額そのものは該当しない。	法43条2項、附則3条、法令解釈通知第9-1(2)
		また、「退職により資格を喪失した者」には、退職予定者も含まれるか。	含まれる。				また、「退職により資格を喪失した者」には、退職予定者も含まれるか。	含まれる。	

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		(2) ① イの「氏名や住所等の情報」には、氏名・住所以外にはどのような情報が該当するか。	電話番号やメールアドレス等が該当する。				(2) ① イの「氏名や住所等の情報」には、氏名・住所以外にはどのような情報が該当するか。	電話番号やメールアドレス等が該当する。	
		事業主が、運営管理機関から取得した個人情報を取得した目的以外で使用してもよいか。	不可。				事業主が、運営管理機関から取得した個人情報を取得した目的以外で使用してもよいか。	不可。	
222	個人型年金加入者	国民年金第1号被保険者や第3号被保険者は60歳に到達した以降、個人型年金に加入できないのか。	国民年金に任意加入することで個人型年金の加入者となれる。 なお、国民年金第1号被保険者や第3号被保険者は60歳に到達することで国民年金の被保険者資格が喪失することに伴い個人型年金の加入者資格も喪失するため、引き続き個人型年金の加入者となるには、改めて手続きが必要となる。	法62条	222	個人型年金加入者	個人型年金における国民年金任意加入者の取り扱いについて、個人型年金の加入者資格喪失要件に「国民年金の被保険者の資格を喪失したとき」があるが、国民年金に任意加入する海外に居住する日本人や被用者年金の老齢年金を受給する人について、国民年金に「任意加入」している60歳未満の方は、個人型確定拠出年金には加入できないことになるのか。	国民年金の任意加入者は加入できない。	法62条
223	〃	個人型年金に加入していた第一号被保険者が海外在住になった場合、個人型年金を脱退することができるか。それとも運用指図者となる、あるいは国民年金に任意加入して加入者になるという選択になるのか。	国民年金の任意加入被保険者となれば個人型年金加入者として引き続き掛金を拠出することができるが、任意加入被保険者とならないのであれば、運用指図者となる。 ただし、外国籍の者が母国に戻るなどした場合は、国民年金の任意加入者となれ	法62条 法附則3条	223	〃	個人型年金に加入していた第一号被保険者が海外在住になった場合、DCを脱退することができるか。それとも運用指図者となる、あるいは国民年金に任意加入して加入者になるという選択になるのか。	個人型年金の運用指図者となる。 なお、日本国籍以外の方が加入後に将来的に日本国内に住所を有しないこととなった場合は、国民年金の被保険者になれないため、脱退一時金の請求要件（国民年金保険料免除者であること）を満たすことができな	法62条 法附則3条

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			ず、個人型年金加入者にもなれないことから、脱退一時金の請求要件を満たしていれば、脱退一時金の支給が可能となる。					<u>いことに留意。</u> ※国民年金の被保険者でなければ国民年金保険料免除者にもならない。なお、国民年金に任意加入したとしても、個人型加入者にはなれない。	
223 -1	〃	個人型年金に加入している国民年金第2号被保険者が60歳に到達し、加入者として引き続き掛金を納付し続ける場合、手続は必要か。	手続は不要。 掛金の納付を止めたい場合は、資格喪失届を提出する必要がある。	法64条		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
230	〃	個人型年金加入者になることができない個人型年金の老齢給付金の受給権を有する者等とはどのような者か。	個人型年金の老齢給付金の裁定請求を行い老齢給付金を受給中又は受給を終了した者をいう。 老齢給付金の受給要件である通算加入者等期間を満たしている、又は、60歳以上で個人型年金に加入し、資格取得後5年経過しているが、裁定請求を行っていない者は該当しない。	法62条 2項1号	230	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
230 -1	〃	企業型年金の老齢給付金の受給権を有する者等 (No.102-2 参照) は個人型年金加入者になれるか。	個人型年金加入者になることは可能。	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
230 -2	〃	老齢基礎年金又は老齢厚生年金を65歳前に繰上げ請求した者は個人型年金加入者になれるのか。	個人型年金加入者になれない。	法62条 2項2号 令34条 の2		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
230	〃	老齢基礎年金又は老齢厚生	特別支給の老齢厚生年金を	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
-3		年金を65歳前に繰上げ請求した者は個人型年金加入者になれないが、特別支給の老齢厚生年金を65歳前に受給した者も個人型年金加入者になれないのか。	65歳前の本来の支給開始年齢で受給した者は個人型年金加入者になれる。 ただし、繰上げ請求により特別支給の老齢厚生年金を本来の支給開始年齢より前に受給した者は個人型年金加入者になれない。						
232-7	〃	第2号加入者は個人型年金に65歳未満が加入できるが、60歳に到達した従業員を中小事業主掛金拠出の対象外とすることは可能か。	中小事業主掛金納付制度については、年齢のみで拠出の対象外とすることは不可。 60歳到達等により職種が変わり、当該変更後の職種が一定の資格により拠出対象となっていない場合は拠出の対象外となる。	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
232-8	〃	個人型年金加入者掛金の上限は、企業型年金における加入者掛金と同様、中小事業主掛金の額を超えて拠出することはできないのか。	中小事業主掛金と個人型年金加入者掛金の額の総額が、個人型年金の拠出限度額の範囲内であれば、加入者掛金の額が中小事業主掛金の額を超えていても問題ない。	法69条	232-7	〃	個人型年金加入者掛金の上限は、企業型年金における加入者掛金と同様、中小事業主掛金の額を超えて拠出することはできないのか。	中小事業主掛金と個人型年金加入者掛金の額の総額が、個人型年金の拠出限度額の範囲内であれば、加入者掛金の額が中小事業主掛金の額を超えていても問題ない。	法69条
232-9	〃	中小事業主掛金の額が引き上げられること（拠出することとなった場合を含む。）により、中小事業主掛金と加入者掛金の額の総額が個人型年金の拠出限度額を超える場合、個人型年金加入者は、加入者掛金額変更届	加入者掛金額変更届の提出がなくても、中小事業主掛金と加入者掛金の額の総額が拠出限度額の範囲内となるよう、自動的に加入者掛金が引下げられる。	〃	232-8	〃	中小事業主掛金の額が引き上げられること（拠出することとなった場合を含む。）により、中小事業主掛金と加入者掛金の額の総額が個人型年金の拠出限度額を超える場合、個人型年金加入者は、加入者掛金額変更届	加入者掛金額変更届の提出がなくても、中小事業主掛金と加入者掛金の額の総額が拠出限度額の範囲内となるよう、自動的に加入者掛金が引下げられる。	法69条

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		を届出し、拠出限度額の範囲内となるよう、加入者掛金を引下げる必要があるのか。					を届出し、拠出限度額の範囲内となるよう、加入者掛金を引下げる必要があるのか。		
232-10	〃	中小事業主掛金の額は、全ての拠出対象者に対して同額にする必要があるか。	「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど、拠出対象者の資格を区分することに合理的な理由がある場合には、区分した資格ごとに事業主掛金の額に差を設けることを目的として、資格を区分することができる。	法69条 法令解釈 通知2-3	232-9	〃	中小事業主掛金の額は、全ての拠出対象者に対して同額にする必要があるか。	「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど、拠出対象者の資格を区分することに合理的な理由がある場合には、区分した資格ごとに事業主掛金の額に差を設けることを目的として、資格を区分することができる。	法69条 法令解釈 通知2-3
234	〃	令45条の2において、「個人別管理資産の移換は、・・・6月以内に行う」とされているが、どのような事情があった場合でも、企業型年金終了後6か月以内に国民年金基金連合会に資産移換しなければならないのか。	企業型年金終了後6か月以内に、他の企業型年金、個人型年金、確定給付企業年金、 <u>企業年金連合会</u> 又は中小企業退職金共済への資産移換手続きをしない場合、個人別管理資産は、企業型年金の加入者などである場合には企業型年金に、個人型年金の加入者等である場合には個人型年金に、それ以外の場合は規則第15条の2第1項第3号に規定する連合会移換者として国民年金基金	法80条 82条 83条 令45条の2	234	〃	令45条の2において、「個人別管理資産の移換は、・・・6月以内に行う」とされているが、どのような事情があった場合でも、企業型年金終了後6か月以内に国民年金基金連合会に資産移換しなければならないのか。	企業型年金終了後6か月以内に、他の企業型年金、個人型年金、確定給付企業年金又は中小企業退職金共済への資産移換手続きをしない場合、個人別管理資産は、企業型年金の加入者などである場合には企業型年金に、個人型年金の加入者等である場合には個人型年金に、それ以外の場合は規則第15条の2第1項第3号に規定する連合会移換者として国民年金基金連合会に、自動的	法80条 82条 83条 令45条の2

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			連合会に、自動的に移換されることとなる。よって、「6月」は、自ら資産移換手続を取ることができる基準を示すものである。					に移換されることとなる。よって、「6月」は、自ら資産移換手続を取ることができる基準を示すものである。	
234-1	個人別管理資産の移換（退職金共済）	企業型DCから退職金共済へ資産移換が可能な事業再編とは具体的にはどういったものか。	例えば、株式会社同士の事業再編としては、会社法に基づく合併、会社分割及び事業譲渡等の行為であるが、必ずしも会社法による事業再編に限るものではなく、法令に基づいた同等の行為であれば認められる。なお、判断に迷う場合は、厚生局に問合せ願いたい。	法54条の6 規則31条の5	234-1	個人別管理資産の移換（退職金共済）	企業型DCから退職金共済へ資産移換が可能な事業再編とは具体的にはどういったものか。	例えば、株式会社同士の事業再編としては、会社法に基づく合併、会社分割及び事業譲渡等の行為であるが、必ずしも会社法による事業再編に限るものではなく、法令に基づいた同等の行為であれば認められる。なお、判断に迷う場合は、厚生局に問合せ願いたい。	法54条の5 規則31条の5
234-2	〃	合併等の事業再編に伴い企業型DCから退職金共済に資産を移換する場合において、当該資産移換を望まない従業員は引き続き企業型DCを続けられるか。	企業型DCを続けられるかどうかは企業型DCの加入者範囲によることから一概には言えないが、企業型DCの資産を退職金共済に移換するかどうかは個人の希望によって選択が可能。	法54条の6 法3条3項6号 法令解釈通知第1-1(2)	234-2	〃	合併等の事業再編に伴い企業型DCから退職金共済に資産を移換する場合において、当該資産移換を望まない従業員は引き続き企業型DCを続けられるか。	企業型DCを続けられるかどうかは企業型DCの加入者範囲によることから一概には言えないが、企業型DCの資産を退職金共済に移換するかどうかは個人の希望によって選択が可能。	法54条の5 法3条3項6号 法令解釈通知第1-1(2)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	234-4	個人別管理資産の移換（確定給付企業年金）	第4号施行日（2018（平成30）年5月1日）から新たにDCからDBへの資産移換が可能となったが、DCから企業年金連合会への資産移換も可能か。	不可。	法54条の4 法74条の4
234-4	個人別管理資産の移換（確定給付企	DCからDB又は企業年金連合会に資産を移換する場合に移換申出の期限はあるか。	移換申出の期限はないが、企業型DCの資格を喪失して6月が経過してもなお移換先の選択を行わない場	法54条の4 法54条の5	234-5	〃	DCからDBに資産を移換する場合に移換申出の期限はあるか。	DBへの移換申出の期限はないが、企業型DCの資格を喪失して6月が経過してもなお移換先の選択を行わ	〃

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
	業年金)		合、個人別管理資産は、 ①転職先の企業が企業型DCも実施している企業であって、当該企業型DCの加入者などである場合には当該企業型DCに、 ②個人型DCの加入者等である場合には個人型DCに、 ③それ以外の場合は規則第15条の2第1項第3号に規定する連合会移換者として国民年金基金連合会に、自動的に移換されることに留意が必要。	法74条の4				ない場合、個人別管理資産は、 ①転職先の企業が企業型DCも実施している企業であって、当該企業型DCの加入者などである場合には当該企業型DCに、 ②個人型DCの加入者等である場合には個人型DCに、 ③それ以外の場合は規則第15条の2第1項第3号に規定する連合会移換者として国民年金基金連合会に、自動的に移換されることに留意が必要。	
234-5	〃	規則第15条の2第1項第3号に規定する連合会移換者がDBに加入した場合、DBに資産を移換することは可能か。	可能。	法74条の4	234-6	〃	規則第15条の2第1項第3号に規定する連合会移換者がDBに加入した場合、DBに資産を移換することは可能か。	可能。	法74条の4
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		289-1	〃	過去勤務期間を通算し、60歳以前から加入していたこととみなす場合、加入資格の有無を確認のうえ加入・拠出は行うものの、後日、企業から提供された情報により加入資格が無いことが判明した場合は還付による対応で問題ないか。	還付による対応で問題なし。	
291	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	291	〃	60歳以上の企業型年金加入者が退職以外（例えば法	60歳以上の企業型年金加入者が法11条3～5号の	法11条3号、4

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
							11条5号該当)で資格喪失した場合、該当加入者は企業型年金運用指図者とはなれず個人型年金に移換することとなっているが、該当加入者の個人別管理資産が1万5千円以下の場合には法附則2条の2に従い脱退一時金の請求を行うことは可能か。	事由に基づき資格喪失した場合は、当該請求が可能。	号、5号法附則2条の2
293 -1	〃	企業型年金加入者であった60歳未満の外国籍を有する者が母国に帰国した場合、脱退一時金の請求は法附則2条の2又は附則3条のどちらでも可能か。	個人型年金運用指図者である場合は附則2条の2による請求はできないが、それ以外の場合はどちらでも可能。 ただし、法附則2条の2による脱退一時期の請求は企業型年金加入者の資格を喪失した月の翌月から起算して6月以内に請求する必要がある。	法附則2条の2 法附則3条3項		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
294	〃	日本国籍を有する海外居住者は国民年金に任意加入することが可能であるため、任意加入していなかった場合であっても法附則3条による脱退一時金は請求できないという理解でよいか。	よい。	法附則3条	294	〃	海外居住者は国民年金保険料免除者には該当しないため、法附則3条による脱退一時金は請求できないという理解でよいか。	よい。	法附則3条

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
4-1	規約の承認 (会社分割、合併)	企業型年金を実施している企業Aと企業Bが合併し、企業Cとなる場合、合併後の企業型年金はどちらかの制度に合わせなければならないのか。  ※参考 旧 71-32 を一部改正	合併後の企業Cにおいて、必ずしも規約を1つにする必要はない。ただし、その場合は、各規約に該当する加入者を明確に区分しておく必要がある。	〃		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)
5	〃	企業の会社分割に併せて、その企業が実施しているDC規約を分割することは可能か。それとも、その実施企業は、その分割に係る事業所を除いた上で規約の変更承認を受け、当該事業所に係る加入者等を資格喪失させた上で、新たに分割承継会社の方で再度、所定の手続きを経て、新たにDCを新設し、その加入者の資産を移換させる方法しかないのか。	後者。 なお、規約の変更承認は分割に係る事業所を含んで行う。	〃	5	規約の承認 (会社分割)	企業の会社分割に併せて、その企業が実施しているDC規約を分割することは可能か。それとも、その実施企業は、その分割に係る事業所を除いた上で規約の変更承認を受け、当該事業所に係る加入者等を資格喪失させた上で、新たに分割承継会社の方で再度、所定の手続きを経て、新たにDCを新設し、その加入者の資産を移換させる方法しかないのか。	後者。 なお、規約の変更承認は分割に係る事業所を含んで行う。	〃
15	〃	事業主掛金を各月拠出としていないため、当該規約の企業型年金加入者は個人型年金に加入することができないが、一定の資格により企業型年金加入者とならない者は、個人型年金に加入することは可能か。	一定の資格により企業型年金加入者とならない者は、個人型年金に加入することが可能。	〃	15	〃	企業として確定拠出年金制度(規約で個人型年金同時加入可能と定めていない制度)があるが、一定の資格により企業型年金加入者とならない者は、個人型年金に加入することは可能か。	一定の資格により企業型年金加入者とならない者は、個人型年金に加入することが可能。	〃

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
68-1	〃	事業主掛金の額の算定を誤って、拠出区分期間に係る本来の事業主掛金の額を拠出することができなかった場合に、拠出すべきだった掛金額と拠出した掛金額との差額を次の拠出区分期間に係る掛金の額に上乗せする事業主掛金の額の算定方法を事前に定めることは可能か。	<p><u>事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっていない場合(令第11条の2第1項各号のいずれかに該当する場合)にあつては、本来拠出すべきだった拠出区分期間と同一の企業型掛金拠出単位期間内(12月から翌年11月)である場合に限り差額を上乗せして拠出することが可能。</u></p> <p><u>ただし、上乗せして拠出する事業主掛金の額は、拠出すべきだった事業主掛金の額と同額とする算定方法でなければならない。</u></p> <p><u>事業主掛金が各月の拠出限度額の範囲内での各月拠出となっている場合(令第11条の2第1項各号のいずれにも該当しない場合)にあつては、各月の拠出限度額の範囲内であれば差額を上乗せして拠出することは可能。</u></p> <p><u>ただし、差額を上乗せして拠出される者が個人型DC加入者である場合、上乗せして拠出されたことにより個人型DCの掛金の調整が必要となった時は、自動的に個人型DCの掛金が減額される。</u></p> <p><u>このため、実際に過誤納付が</u></p>	<p><u>法3条3項7号令11条、11条の2、34条の2、36条</u></p>	68-1	〃	事業主掛金の額の算定を誤って、拠出区分期間に係る本来の事業主掛金の額を拠出することができなかった場合に、拠出すべきだった掛金額と拠出した掛金額との差額を次の拠出区分期間に係る掛金の額に上乗せする事業主掛金の額の算定方法を事前に定めることは可能か。	<p><u>可能。ただし、事業主掛金の額を上乗せして拠出することができる拠出区分期間は、拠出すべきだった拠出区分期間と同一の企業型掛金拠出単位期間内である場合に限ることとし、上乗せして拠出する事業主掛金の額は、拠出すべきだった事業主掛金の額と同額とする算定方法でなければならない。</u></p>	〃

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
			<u>生じた場合には、企業型DCの事業主掛金の額及び個人型DCの掛金の額を踏まえ、差額を上乗せして拠出するか、制度外で精算するののかについて検討いただきたい。</u>						
69	〃	拠出区分期間については、企業型掛金拠出単位期間を等間隔の月数で区分した期間とする必要はないとの理解でよいか。	よい。	<u>法3条3項7号</u>	69	〃	拠出区分期間については、企業型掛金拠出単位期間を等間隔の月数で区分した期間とする必要はないとの理解でよいか。	よい。	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	71-31	規約記載事項(個人型年金同時加入)	<u>①企業型年金加入者が個人型年金加入者となるにあたって、既に企業型年金で契約している運営管理機関と異なる運営管理機関と契約しても差し支えないか。</u>	<u>①差し支えない。</u>	<u>法3条3項7号の3</u>
		(削る)	(削る)				<u>②差し支えない場合、1加入者において、2以上の記録関連運営管理機関が記録を管理することも可能ということか。</u>	<u>②そのとおり。</u>	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	71-32	〃	<u>企業型年金加入者掛金の拠出を可能としている企業Aと、企業型年金と個人型年金の同時加入を可能としている企業Bが合併し、企業Cとなる場合、合併後の企業型年金はどちらかの制度に合わせなければならないのか。</u>	<u>左記の例による企業合併の場合、合併後の企業Cにおいて、必ずしも規約を1つにする必要はない。ただし、その場合は、各規約に該当する加入者を明確に区分しておく必要がある。</u>	〃
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	71-	〃	<u>企業型DC実施企業におい</u>	<u>①そのとおり。</u>	<u>法3条3</u>

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
削る)					33		て、規約に基づき一定の勤続年数に達していない、又は一定の年齢以上であるため加入できない者や、加入資格を有したが、加入を希望しなかった者について、 ①企業型規約で個人型DCへの加入を認めていない場合でも、個人型年金に加入可能か。 ②個人型DC加入可能となる場合、個人型年金の拠出限度額は以下の認識でよいか。 ・確定給付型年金の加入者の場合：月額1.2万円(年額14.4万円) ・企業年金制度の対象者でない場合：月額2.3万円(年額27.6万円)	②そのとおり。	項7号の3、62条1項令36条
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	71-34	〃	①複数の実施事業所が1つの企業型DCを実施している場合、それぞれの実施事業所ごとに、 ・事業主掛金のみ拠出(マッチング、個人型DCなし) ・事業主掛金と加入者掛金を拠出(マッチングあり、個人型DCなし) ・事業主掛金のみ拠出(マッチングなし、個人型DCあり)	①そのとおり ②そのとおり ※規約変更の内容が、全ての実施事業所に係るものでない場合であって、規約において、あらかじめ当該変更に係る事項を定めた上で全事業所の同意を得ている場合は、当該変更に係る実施事業所以外の実施事業所についても同意があったものとみなすこととされている	法3条3項7号の2、7号の3、5条3項

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
							<u>のいずれかを選択できるということか。</u> <u>②また、上記が正しい場合、上記に係る規約変更は、掛金拠出の変更にかかる実施事業所のみにおいて規約変更の同意を得れば良いか。</u>	<u>ることから（法5条3項）、この場合においては、実施事業所単位で選択可能であり、実施事業所単位での同意で可能。</u>	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	71-35	〃	<u>企業型規約において個人型に同時加入可能であることを定める場合、企業型年金加入者に対する拠出限度額は、個人型に加入していないものも含め、個人型年金同時加入可能者に対する限度額が適用されるのか。</u>	<u>そのとおり。</u>	<u>法3条3項7号の3</u> <u>令11条</u>
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	71-36	〃	<u>企業型DC加入者が個人型DCに加入する場合、マッチング拠出のように、事業主掛金の額による制限はないか。</u>	<u>ない。</u>	<u>法3条3項7号の3</u>
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	71-37	〃	<u>企業型DC加入者の個人型DC加入を認める場合、希望者全員に個人型DCへの加入を認める必要があるか。（企業型DC規約で、職種、勤続年数等により範囲を制限することは可能か）</u>	<u>個人型DC加入の可否については、実施事業所単位で規約に定める必要がある。その上で、個人型DC加入を認める実施事業所の場合、当該実施事業所内における個人型DCに加入可能な加入者の範囲を制限することはできない。</u>	〃
71-31	〃	企業型DC加入者が個人型DCに加入する場合、事業主があらかじめ個人型DC	不可。	法3条3項7号の3、60	71-38	〃	企業型DC加入者が個人型DCに加入する場合、事業主があらかじめ個人型DC	不可。	法3条3項7号の3、60

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		の運営管理機関を選定し、その中から選択させることは可能か。		条			の運営管理機関を選定し、その中から選択させることは可能か。		条
71-32	〃	マッチング拠出を導入している企業型DCの加入者は、本人が加入者掛金を拠出していない場合、 <u>個人型DCには加入することは可能か。</u>	加入者掛金を拠出していない場合は <u>個人型DCに加入することは可能。企業型DCの加入者掛金を拠出するか、個人型DCに加入するかは本人が選択できる。</u>	法3条3項7号の2	71-39	〃	マッチング拠出を導入している企業型DCの加入者は、本人が加入者掛金を拠出していない場合でも、 <u>個人型DCには加入できない(加入者個人が「企業型DCのマッチング拠出」か「個人型DC加入」を選択できず、事業所単位での選択になる)という理解でよいか。</u>	よい。	法3条3項7号の2、7号の3
71-33	〃	個人型年金に加入できる国民年金第2号被保険者は原則65歳未満の者であるが、65歳以上の企業型年金加入者についてはマッチング拠出を行うことは可能か。	可能。	法19条3項	71-40	〃	個人型年金に加入できる国民年金第2号被保険者は原則65歳未満の者であるが、65歳以上の企業型年金加入者についてはマッチング拠出を行うことは可能か。	可能。	法19条3項
110	事業主掛金の拠出限度額	企業の中で本人選択により他の確定給付型企業年金の対象とならない従業員がいる場合、当該従業員について月額55,000円の拠出限度額による制度を設計することは可能か。	可能。	〃	110	事業主掛金の拠出限度額	企業の中で本人選択により他の確定給付型企業年金の対象とならない従業員がいる場合であって、 <u>個人型年金に同時加入できない規約としているときは、当該従業員について月額55,000円の拠出限度額による制度を設計することは可能か。</u>	可能。	〃
111-1	〃	<u>令11条の3の規定により納付期限日を延長した場合において、ある月に納付さ</u>	<u>該当しない。ただし、令11条各号の額を超えた事業主掛金が納付</u>	<u>令11条、11条の3、</u>		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		<u>れた事業主掛金が令11条各号の額を超えていた場合、令34条の2に該当するのか。</u>	<u>された者が個人型年金に加入している場合、加入者掛金の拠出が自動的に停止され、拠出を再開するためには加入者が拠出の再開を国民年金基金連合会に届け出る必要がある。</u>	<u>34条の2</u>					
224	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	224	〃	<u>退職金前払い制度を実施している企業において、確定拠出年金(企業型)を導入したが、企業型を選択しなかった者が、個人型に加入することは可能か。</u>	<u>可能。</u>	<u>法62条</u>
225	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	225	〃	<u>企業型年金実施事業所において、一定の資格により企業型年金加入者になっていない者は個人型年金に加入することは可能か。</u>	<u>可能。</u>	<u>〃</u>
226	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	226	〃	<u>企業型年金の加入資格が「制度導入時50歳未満を加入」とした場合、その対象外となった50歳以上の従業員は個人型年金への加入は可能か。</u>	<u>可能。(ただし、加入できない者への代替措置が必要。個人型年金に加入できることをもって代替措置とすることは認められない。)</u>	<u>法62条1項</u>
227	〃	<u>企業型年金加入者が個人型年金に加入する場合、55,000円(DB等に加入している者は27,500円)から企業型年金の事業主掛金を控除した残余の範囲内(上限20,000円。DB等に加入している者は12,000円)で</u>	<u>最低掛金額(5,000円)を下回ったときは、掛金は拠出できない。</u>		227	〃	<u>農協の職員や私学職員(私学共済加入者)の個人型DCへの加入は可能か。</u>	<u>可能。(ただし、企業型DCを行っている場合は、個人型DCと同時に加入可能な旨を企業型規約に定めている必要がある。)</u>	<u>〃</u>

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		<u>掛金を拠出できるが、事業主掛金を控除した額が個人型年金規約で定める個人型年金の最低掛金額（5,000円）を下回ったとしても拠出可能か。</u>							
228	〃	国民年金の付加保険料を払っている人は、国民年金基金に加入できないが、個人型年金にも加入できないのか。	個人型年金への加入は可能。ただし、この場合の拠出限度額は、68,000円からその付加保険料（400円）を控除した額となるが、 <u>個人型年金の掛金は個人型年金規約において1,000円単位となっているため、67,000円が拠出限度額となる。</u>		228	〃	国民年金の付加保険料を払っている人は、国民年金基金に加入できないが、個人型年金にも加入できないのか。	個人型年金への加入は可能。ただし、この場合の拠出限度額は、68,000円からその付加保険料（400円）を控除した額となる。	〃
230-2	〃	老齢基礎年金又は老齢厚生年金を65歳前に繰上げ請求した者は個人型年金加入者になれないのか。	個人型年金加入者になれない。	法62条2項2号令34条の3	230-2	〃	老齢基礎年金又は老齢厚生年金を65歳前に繰上げ請求した者は個人型年金加入者になれないのか。	個人型年金加入者になれない。	法62条2項2号令34条の2
233-1	〃	<u>①企業型DCと個人型DCに加入している者が、企業型DCを実施しているが事業主掛金を毎月拠出となっていない企業に転職して当該企業型DCの加入者（個人型DC加入者となれない者）になる場合、</u> ・転職前に加入していた個人型DCの資産を転職先の企業型DCに移換 ・転職先の企業型DCには移換せず個人型DCの運用	<u>①②ともに、加入者が選択可能。なお、①で加入者が個人型DCの資産を転職先の企業型DCに移換することを選択しなかった場合は個人型DCの運用指図者となり、②で加入者が企業型DCの資産を個人型DCに移換することを6月以内に選択しなかった場合は法第80条第2項により転職先の企業型DCに移換される。</u>	法80条	233-1	〃	<u>①企業型DC規約において「事業主掛金のみ拠出（マッチング拠出なし、個人型DC加入あり）」とした場合であって、例えば、転職先に企業型DCはあるが個人型DCへの加入を認めていないときは、</u> ・転職前に加入していた個人型DCの資産を転職先の企業型DCに移換 ・転職先の企業型DCには移換せず個人型DCの運用	<u>①②ともに、加入者が選択可能。なお、①で加入者が個人型DCの資産を転職先の企業型DCに移換することを選択しなかった場合は個人型DCの運用指図者となり、②で加入者が企業型DCの資産を個人型DCに移換することを6月以内に選択しなかった場合は法第80条第2項により転職先の企業型DCに移換される。</u>	法80条

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
		<p>指図者となる のいずれかを、加入者個人が選択できると考えてよいか。</p> <p>② また、<u>企業型DCの事業主掛金が各月の上限の範囲内で毎月拠出となっている企業に転職し、当該企業型DCの加入者（個人型DC加入者となれる者）になる場合、転職前に加入していた企業型DCの資産は、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転職先の企業型DCに全額を移換</li> <li>・転職後も加入し続ける個人型DCに全額を移換</li> <li>・個人型DCに資産を移換し、企業型加入者かつ個人型運用指図者となる</li> </ul> <p>のいずれかを加入者個人が選択できると考えてよいか。</p>					<p>指図者となる のいずれかを、加入者個人が選択できると考えてよいか。</p> <p>② また、例えば、<u>転職先においても「事業主掛金のみ拠出（マッチング拠出なし、個人型DC加入あり）」の場合については、転職前に加入していた企業型DCの資産は、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転職先の企業型DCに全額を移換</li> <li>・転職後も加入し続ける個人型DCに全額を移換</li> <li>・個人型DCに資産を移換し、企業型加入者かつ個人型運用指図者となる</li> </ul> <p>のいずれかを加入者個人が選択できると考えてよいか。</p>		
233-4	〃	<p>①企業型DC加入者となっても、個人型（加入者、運用指図者）に資産を残してもよいか。</p> <p>②また、企業型DC規約において、企業型に資産を移換するか否かを定めることは可能か。</p>	<p>①よい。</p> <p>②不可。企業型DCへの移換の申出があれば、移換を受け入れなければならない。</p>	法80条	233-4	〃	<p>①企業型DC加入者となっても、個人型（加入者、運用指図者）に資産を残してもよいか。</p> <p>②また、企業型DC規約において、企業型に資産を移換するか否かを定めることは可能か。</p>	<p>①よい。<u>ただし、企業型DCが個人型同時加入を認めていない場合、個人型DCは運用指図者となる。なお、移換申出により、企業型DCへの移換も可能。</u></p> <p>②不可。企業型DCへの移換の申出があれば、移換を受け入れなければならない。</p>	法80条

新					旧				
No.	項目	質問事項	回答	備考	No.	項目	質問事項	回答	備考
233 -5	”	企業を退職し企業型DCの加入者資格を喪失した際に個人型DCに加入している個人型DCに企業型DCの資産を移換することになると考えてよいか。	申出により個人型DCに資産を移換することとなる。ただし、6月以内に移換の申出をしなかった場合(企業型DCの運用指図者を除く。)は、自動的に加入している個人型DCに移換される。	法82条 83条	233 -5	”	企業型DC規約において「事業主掛金のみ拠出(マッチング拠出なし、個人型DC加入あり)」とした場合で、例えば、企業を退職し企業型DCの加入者資格を喪失した際に個人型DCに加入している場合においては、当該加入している個人型DCに企業型DCの資産を移換することになると考えてよいか。	申出により個人型DCに移換可能。ただし、6月以内に移換の申出をしなかった場合は、自動的に加入している個人型DCに移換される。	法82条 83条